

平成30年6月22日

保護者様

保存版

京都市立西院小学校
校長國重初美

台風及び地震・特別警報発令時に対する非常措置についてのお知らせ

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご支援・ご協力をいただき、ありがとうございます。先日の地震の際には、緊急の対応をしていただきありがとうございました。

在校中、台風により「暴風警報」が発令された場合は集団下校、「特別警報」「地震（震度5弱以上）」の場合は引き渡しとなります。

台風・地震・特別警報に対する非常措置につきまして、詳細及び基本的な対応をお知らせいたしますのでご確認ください。

言己

①台風

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に午前7時現在「暴風警報」が発令された場合、臨時休業とします。

ただし、警報が解除された場合、時間帯によって対応が異なりますので、下記時間帯のニュースにご注意ください。

- 1 午前7時までに解除になった場合……平常授業
- 2 午前9時までに解除になった場合……10:30以降の活動から実施
- 3 午前11時までに解除になった場合……午後の活動から実施 → 給食は中止します。
- 4 午前11時現在、暴風警報発令中の場合……臨時休業

※以上は、『暴風警報』についてであって、『大雨警報』や『洪水警報』は対象になりませんので、お間違いないようにお願いします。

※在校中に発令された場合は、集団下校もしくは、保護者の方にお迎えに来ていただきます。別紙に選択肢を設けておりますので、ご記入・ご提出をお願いいたします。

②特別警報 - 地震（震度5弱以上）

本校においては、京都市において特別警報が発令された場合、及び震度5弱以上の地震があった場合、下記のような措置を取ります。

1 登校前に発生した場合

下校後、深夜0時までに発令・発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発令・発生した場合は当日を臨時休業にします。（なお、休業日・休業前日に震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信及びホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。臨時休業とした場合、登校の再開日は学校・園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。）

2 在校中に発生した場合

不測の事態も想定しすべての児童を学校に留め置くこととします。その場合、保護者の方が学校へお越しいただくことにより、学校はお子たちを引き渡します。（安全確保のため、子どもだけで帰らせることはしません。よろしくお願ひします。）